

緊急貸付3日間で5千人が利用

伊藤岳議員の質問で新しい制度

予備貸追加
207億円(3/10)
104億円(3/19)

個人向け緊急小口資金等の特例

○新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
○万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等 ^(注) の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

緊急小口資金等の特別貸付の拡大について(20年3月18日厚生労働省)

新型コロナウイルスの影響で休業や失業に追い込まれ、生活資金に困っている人に向けた緊急融資が3月25日から行われています。

全国社会福祉協議会によると開始から3日間でフリーランス、タクシー運転手、飲食店など1万人が申請し約5000人が利用。最大で80万円まで借りられます(詳細については、厚生労働省ホームページを参照して下さい)。

この制度は公費を財源としていて、伊藤議員が国会でフリーランスや演劇・音楽関係者の生活を支えるよう求め、安倍総理から答弁を引き出した新制度です。返済時に住民税非課税など生活が改善していない場合は返済が免除されます。

伊藤議員はさらに柔軟に対応するよう求めています。